

## 平成31年度川崎市民間事業者活用型保育所等整備法人募集に関する Q&A

Q1	民間事業者活用型保育所整備とは。
A	保育需要の高い地域にスピーディーに認可保育所の整備ができるよう、既存物件の改修等により保育所の整備を行うものです。
Q2	既存認可外保育施設から小規模保育事業所への切り替えも対象か？
A	今回の募集は新規開設が対象のため、対象外です。
Q3	定員は自由に設定してよいか。
A	認可保育所については、10人単位での定員設定とし、原則定員60人以上での応募をお願いします。
Q4	募集地域及び選定数について。
A	整備指定地域を優先して募集・選考します。選考にあたっては、これらの地域において2施設以上選考される場合もあれば、1地域に1施設のみでの応募であっても選考されないこともあります。また、応募状況等により特定の地域に偏りが出てしまう場合など、点数が上位であっても選考されない場合があります。採択数は予算の範囲内での採択となります。
Q5	募集地域の範囲について。
A	保育需要が多く見込まれる地域として各駅から概ね1km圏内といたします。地域の保育需要に対応できる範囲とお考えください。
Q6	応募資格について、児童福祉法第59条の2による届出対象外の認可外保育施設のみを運営しているが応募は可能か。
A	事業者として、3年間以上の運営実績があれば応募は可能です。
Q7	応募する物件を市から斡旋することはあるか。
A	原則、市から物件を斡旋・紹介することはありません。
Q8	民間事業者活用型、既存建築物改修型の場合、自己所有する物件で応募可能か。
A	本事業は子ども・子育て支援制度による国の補助を受けることにより事業を実施しています。自己所有物件は補助対象とならないため、賃貸物件に限定しています。
Q9	既存物件ではなく、これから建築する物件でも応募可能か。
A	土地所有者等が物件の本体工事を実施し、事業者へ賃貸するのであれば応募可能です。この場合は内部改修工事等を事業者が実施することになります。
Q10	工期の関係で平成32年4月の開所が間に合わないかもしれないが応募可能か。
A	平成32年4月1日の保育所開設が確実に見込まれることが絶対条件になりますので、応募はできません。
Q11	2か所以上申し込む場合の、1年間の賃借料と1,000万円(1年間の賃借料が1,000万円を超える場合には当該1年間の賃借料相当額)の合計額の考え方について。
A	申し込み案件毎にそれぞれ必要になります。また、保有することとなっておりますので、一時的に資金を有している場合は保有とは認められません。
Q12	財務内容が適正であるとはどういうことか。
A	応募時点において、過去3か年のうち損失を計上している年度がある場合は「財務内容が適正ではない」と判断することがあります。また、利益を計上している場合であっても決算書等の分析により「財務内容が適正ではない」と判断する場合があります。
Q13	確保した物件が建築基準法に規定する完了検査を受けていないが応募可能か。
A	建築基準法に基づき物件の用途を「保育所」に変更する必要があります。完了検査を受けていなくとも、適法に用途変更を行い、平成32年4月開所が確実に見込まれる物件であれば応募は可能です。

<b>Q14 認可保育所に係る補助制度について。</b>	
A	定員60人以上の場合は、改修費用を対象経費として補助基準額7,200万円の4分の3を補助しますので、実際の補助金は5,400万円になります。ただし、対象経費が7,200万円に満たない場合は、その実経費の4分の3の補助となります。また、施設改修期間の家賃補助制度として、開設前の最大6か月間分について1㎡当たり1,300円補助します(別途基準面積等あり。) 一方、定員30人以上60人未満の場合は、補助基準額3,600万円の4分の3を補助しますので、実際の補助金は2,700万円になります。ただし、対象経費が3,600万円に満たない場合は、その実経費の4分の3の補助となります。また、施設改修期間の家賃補助制度として、開設前の最大4か月間分について月額451,500円(上限)を補助します。
<b>Q15 小規模保育事業所整備事業の応募条件について。</b>	
A	今回の募集については、原則として民間認可保育所の整備の応募を優先しております。その上で、小規模保育事業所を応募する場合は本市と相談の上、整備予定地が募集要項の整備指定地域に該当し、卒園後の受入れの目的が立つ場合に限り、募集することができるものとします。なお、小規模保育事業所についてはA型の募集に限ります。
<b>Q16 小規模保育事業所整備事業に係る補助制度について。</b>	
A	定員15名以上19名以下の場合、改修費用や改修期間中の賃借料(最大4か月分)を対象経費として補助基準額3,200万円(上限)の4分の3を補助しますので、実際の補助金は2,400万円になります。。ただし、対象経費が3,200万円に満たない場合は、その実経費の4分の3の補助となります。
<b>Q17 施設の広さについて。</b>	
A	募集要項等に定める基準をクリアできることが要件であり、特に何㎡以上ということはありませんが、小規模保育事業所については定員19人であれば概ね100㎡以上、定員30人以上の認可保育所については定員30人であれば概ね150㎡以上、定員60人であれば概ね300㎡以上が望ましいと考えております。
<b>Q18 部屋の有効面積について、壁の中心で測り、荷物ロッカー、手洗いなどは面積に含んでも良いか。</b>	
A	有効面積については内法面積で算出し、造作物等は除外しますので、当然ながら棚や荷物ロッカー、手洗い場などは除外します。
<b>Q19 施設長(管理者)に必要な資格について。</b>	
A	国の通知により、定員20人以上60人未満の小規模認可保育所については、「保育士資格を有し、直接児童の保育に従事することができるもの」としています。定員60人以上の場合には、「健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者」であれば、保育士資格は必須ではありません。なお、定員19名以下の小規模保育事業所については、小規模認可保育所と同様に、保育士資格を有する者といたします。
<b>Q20 認可保育所については看護師の配置は必須か。また准看護師を配置してもよいか。</b>	
A	認可保育所については、保健師はまたは看護師は必ず配置してください。助産師は看護師資格を有しておりますので、配置することは可能です。また、准看護師については、平成27年6月の川崎市議会において「川崎市児童福祉施設の設置及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」が議決され、看護師と同様に扱うことが可能となりました。
<b>Q21 施設整備を行うにあたり、施工業者等を選定する際に入札を行う必要はあるか。</b>	
A	国の規定に準じて、入札による契約締結が原則です。入札によらない場合は応募法人内での定款、経理規程等に従い適正な価格で契約してください。
<b>Q22 施設整備を行うにあたり、市外の工事施工業者を選定してもよいか。</b>	
A	市内業者等の育成及び市内経済の活性化を図るため、工事施工については市内業者(登記簿上の本店所在地が川崎市内の業者)又は準市内業者(川崎市内に事務所等がある業者)を活用してください。遵守されていない場合は、補助金の全て又は一部を支払わない場合があります。
<b>Q23 賃貸借契約は、定期建物賃貸借契約でもよいか。</b>	
A	国の規定に準じて、定期建物賃貸借契約であるために認可できないということはありませんが、認可保育所の性質上、再契約のできない定期建物賃貸借契約の場合、契約完了の5年以上前から閉園の手続きを含め協議する必要があるなどの課題が生じます。